

蒲郡市契約規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第11条まで 略 (最低制限価格)</p> <p>第12条 市長は、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の<u>10分の9.2</u>から10分の7までの範囲内において定めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第13条から第23条まで 略 (契約書の記載事項)</p> <p>第24条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約履行の場所</li> <li>(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法</li> <li>(3) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</li> <li>(4) 権利義務の譲渡等の禁止</li> <li>(5) 危険の負担</li> <li>(6) <u>契約不適合責任</u></li> <li>(7) 監督及び検査</li> <li>(8) 契約に関する紛争の解決方法</li> <li>(9) その他必要と認める事項</li> </ol> <p>2 略</p>	<p>第1条から第11条まで 略 (最低制限価格)</p> <p>第12条 市長は、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の<u>10分の9</u>から10分の7までの範囲内において定めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第13条から第23条まで 略 (契約書の記載事項)</p> <p>第24条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約履行の場所</li> <li>(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法</li> <li>(3) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</li> <li>(4) 権利義務の譲渡等の禁止</li> <li>(5) 危険の負担</li> <li>(6) <u>かし担保責任</u></li> <li>(7) 監督及び検査</li> <li>(8) 契約に関する紛争の解決方法</li> <li>(9) その他必要と認める事項</li> </ol> <p>2 略</p>

第25条から第40条まで 略

(履行遅延による違約金)

第41条 契約の相手方は、履行期限までにその債務を履行しない場合は、第32条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ未履行部分相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(以下「遅延防止法で定める率」という。)を乗じて計算した金額に相当する違約金を納付しなければならない。

第42条 略

(契約の解除)

第43条 市長は、契約の相手方が契約の解除を申し出たとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 履行期限内に契約上の義務を履行しないとき、又は履行の見込がないとき。
- (2) 契約の相手方が契約の重要事項に違反したとき。
- (3) 契約上の義務の履行につき不正の行為があったとき。
- (4) 法第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- (5) 契約の相手方が、契約の相手方として必要な法令等による資格を失ったとき、又は営業の停止等を受けたとき。

2 略

(契約の解除による精算)

第43条の2 前払金、中間前払金及び部分払金を受けた契約の相手方は、前条の規定により契約を解除されたときは、前払金、中間前払金又は部分払金を受領した日から契約の解除の日までの日数に応じ、遅延防止法で定める率を乗じて計算した金額に相当

第25条から第40条まで 略

(履行遅延による違約金)

第41条 契約の相手方は、履行期限までにその債務を履行しない場合は、第32条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、未履行部分相当額に対し、年2.7パーセントの割合により違約金を納付しなければならない。

第42条 略

(契約の解除)

第43条 市長は、契約の相手方が契約の解除を申し出たとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約の相手方の責めに帰する事由により履行期限内に契約上の義務を履行しないとき、又は履行の見込がないとき。
- (2) 契約の相手方が契約の重要事項に違反したとき。
- (3) 契約上の義務の履行につき不正の行為があったとき。
- (4) 法第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- (5) 工事の請負契約において、契約の相手方が建設業法の規定により営業の停止を受け、又は取り消されたとき。

2 略

(契約の解除による精算)

第43条の2 前払金、中間前払金及び部分払金を受けた契約の相手方は、前条の規定により契約を解除されたときは、前払金、中間前払金又は部分払金を受領した日から契約の解除の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額に

する利息を付して市長の指定する期日までにその受けた前払金、中間前払金及び部分払金を返還しなければならない。

2 略

(契約内容の変更)

第44条 略

2 市長は、工事の請負契約で設計変更に基づき契約金額を変更するときは、変更設計工費に当初の契約金額と原設計工費との比率を乗じて算出しなければならない。この場合における計算は、前乗後除の方法によるものとし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 略

第45条から第48条まで 略

別表 略

相当する利息を付して市長の指定する期日までにその受けた前払金、中間前払金及び部分払金を返還しなければならない。

2 略

(契約内容の変更)

第44条 略

2 市長は、工事の請負契約で設計変更に基づき契約金額を変更するときは、変更設計工費に当初の契約金額と原設計工費との比率を乗じて算出しなければならない。この場合における計算は、前乗後除の方法によるものとし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 略

第45条から第48条まで 略

別表 略